（本紙ノ頭）（明治廿年廿一月三日　遞信省認可）　明治二十六年五月廿六日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あ

第三千六百六十五號
明治廿六年五月廿六日　金曜日
舊曆癸巳四月十一日　（癸亥）

日出午前四時三十分　入午後六時四十六分
月出午後二時四十八分　出午前一時五十九分
滿潮午後二時二十七分

（西曆一千八百九十三年）

時事新報新定價
時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報社より直接に遞送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付
東京廰下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるのみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

國光を耀すの法は實物を示すに在り

過般布哇國に革命の騷動ありし後間もなく我軍艦金剛浪速の二號ホノルヽに入港するや同國の假政府は大に驚て日本は必定英國と同盟して布哇を占領するの意あるものならんなど途方もなき想像を起し米國の軍艦ボーストン號の艦長に請ふて終始日本軍艦の傍を離るるみとなからしめ以て我國の企圖を妨げんとしたるが如き如何にも周章狼狽の體を現はしたれども事の評判は忽ち世間に流布して遂には米國の新聞紙までが「日本布哇を競覬す」「日本は米國と布哇を爭はんとす」等の表題を揭げて頻に布哇に於る我國の近狀論斷す可らざるものあるを說くに至りしみを笑止なれ然るに布哇占領の嫌疑未だ全く霽れやらぬ中に此度は又日本の軍艦が南洋の群嶋にして西班牙の所領に屬するセリユー嶋を略取したりとの說を傳ふる者あり是れが爲め西班牙の首府マドリッドにては人心大に激昂し日本政廣の處置を非難するの議論一時甚だ盛なりしと云ふ米國の新聞紙なども此報に接して毫も疑を置くみとなく日本が侵略を占領せしは畢竟するに敵手が西班牙の如き劣國なるが爲めなりん今日でさへ大平洋に於ける厳米諸大國の關係は頗る紛糾を極め居る其中に新に又日本の一國を加ふるとありては今後の成行思ひやられて甚だ危殆はしなど種々の論說を揭げて世人の注意を惹しも多くの少なからず我國日本人の身に取りては所謂青天に水の沙汰にして抑も何事が種となりて斯る記事の出現するに至りしか殆んども之を知るに苦むのみ

日本が布哇の占領を企てたりと云ひ又セリユー嶋に國旗を樹てたりと云ひ共に素より跡形もなき誤聞にして之を一笑に附し去れば其れまでのみとなれども假令ば間違にもせよ現に歐米諸國に斯る風說の行はれて之を信ずる者あるは結局西洋人が近來漸く日本の國狀を知りその決して一概に輕侮す可らざるの國たるを發明したるが爲めに外ならざれば我輩はみの度我國が端なくも太平洋の二嶋嶼占領の疑を蒙りたるの事實を以て世界に於ける日本國の價格の大に增進せし證據なりと して寧ろ之を悅ばざるを得ず抑も斯の如く西洋人が近來一般に日本に重きを置て其爲す所に注意するの傾あるは何故なるやと尋るに我輩の所見を以てすれば三四年來、本邦より夥多の出稼人を海外諸國に出したる事と又我軍艦の時々、遠洋航海に派遣さるゝ事と此二つの事柄みと其最大原因ならんと信ずる者なり蓋し近時我文明の著しく進歩したるは今更ら云ふまでもなきみとなれども如何に人民の智識發達し國の富源實力、增加するとも外國人をして實際の狀況を目擊せしむるに非されば素より其心中に我を尊敬するの念を起さしむるを得ら ず我國の如き政治敎育等、精神上の文明に於ては歐米諸國に對して決して一歩を讓らず有形器械的の文明に於ても漸く面目を改めて往々出藍の沙汰さへある程の次第なれども是まで兎角に外人の輕蔑する所となりて動もすれば未開國の中に算入せられ歐米諸國と同等の交際を爲し難かりしは他なし彼れ外國人が未だ我國の實況を詳にせざるが爲めのみ然るに移住出稼のと追々に流行して我國人の海外に渡航する者次第に增加するに從ひ先方の外人は之に接し之に交る間に知らず識らず其本國の事情を開知し爰に聊か日本に對して緣故を生ずる其際に適ま我軍艦の來着するあり其艦內の樣子は如何ならんかとて行て之を見れば百般の規律整然として一點の非難す可き所なく流石大英國の軍艦と雖も之には勝る可らずと思はるゝ位にして而も乘組員は艦長より水兵火夫に至るまで悉く日本人にして他國人を交へず其有樣を目擊するときは如何なる者にても日本の進歩の速なるに驚き竊に之を尊敬するの念を起さゞるを得ず布哇セリユー等に在留する歐米人が日本を以て恐る可き敵と爲して種々の忘想を起したるも其原因を糺せば畢竟するに彼れ等が平素日本の移住人に接し又日本の軍艦を見て其偉り難き國柄なるを知ればなり今日英國人が世界を橫行して誰れ憚る所なく我權を押通すとを得るも全く地球上至る所に英人の殖民地あり又英女皇の軍艦あり之を見る者をして英國の恐る可き國たるを知らしむるが爲めのみ國の聲名を發揚する爲めに人民の海外出稼を奬勵し又軍艦の回航を勸誘す可しとは我輩の夙て主張する所なれども此度び布哇セリユー占領の風說を聞て全く事の必要を虛し聊か平素の意見を述べて以て當局者の注意を求むるのみ

官報

○勅令

厭造船造兵監督官條例改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽
明治二十六年五月二十四日
海軍大臣伯爵西鄕從道

勅令第五十四號
造船造兵監督官條例
第一條　海軍造船造兵工廠ヲ置ク海軍鎭守府造兵廠外ノ工廠ニ委託スルトキハ造船監督官造兵監督官ヲ置キ其事業ヲ監督セシメ會計官ヲ置キ其會計事務ヲ整理セシメ監督助手ヲ置キ監督事務ヲ補助セシム
第二條　造船造兵監督官ハ海軍上長官若クハ士官ヲ以テ之ニ補シ會計官ハ海軍大主計若クハ少主計ヲ以テ之ニ補シ監督助手ハ准士官下士若クハ技手ヲ以テ之ニ充フ
第三條　造船造兵監督官會計官監督助手ハ定員ヲ定メス豫算定額內ニ於テ造船造兵事業ノ程度ニ應シ須要ノ人員ヲ置ク
第四條　造船造兵監督官會計官ハ海軍省軍務局長ノ指揮監督ヲ受ケ監督助手ハ監督官ノ命ヲ受ケ各其事務ニ服ス

厭新原採炭所官制改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽
明治二十六年五月二十四日
海軍大臣伯爵西鄕從道

勅令第五十五號
新原採炭所官制
第一條　新原採炭所ハ海軍豫備炭山ヲ管轄シ海軍需要ノ石炭ヲ採掘スル所トス
第二條　新原採炭所ニ所長一人ヲ置キ海軍大機關士ヲ以テ之ニ補シ若クハ技師ヲ以テ之ニ充フ
第三條　所長ハ佐世保鎭守府司令長官ノ命ヲ受ケ所務ヲ整理ス
第四條　新原採炭所ニ書記三人技手一人ヲ置ク所長ノ命ヲ受ケ事務ニ服ス

厭海軍下士任用進級條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽
明治二十六年五月二十四日
海軍大臣伯爵西鄕從道

勅令第五十六號
海軍下士任用進級條例第一條第二中一等鍛冶ノ下ニ「若クハ學術檢査ニ合格シタル一等火夫」ノ十七字ヲ加ヘ第三中卒業シタル者ノ下ニ「又ハ學術檢査ニ合格シタル者」ノ十三字ヲ加フ

勅令第五十六號參照
勅令第百五十二號海軍下士任用進級條例（明治二十三年七月三十一日官報）抄錄
第一條　海軍下士ハ三等ヲ初任トシ海上勤務一箇年以上若クハ陸上勤務二箇年以上ノ實役停年ヲ經タル一等卒中ヨリ左ノ區別ニ從ヒ任用ス
二　三等機關手ハ機關學校卒業ノ一等火夫又ハ水雷術練習艦ニ於テ水雷教程ヲ卒業シタル一等火夫ノ一等鍛冶ヨリ任用ス
三　三等軍樂手ハ一等軍樂生中三等船匠手ハ一等木工中三等鍛冶手ハ一等鍛冶中三等主厨ハ一等厨夫中海軍大臣ノ定ムル所ノ敎育規則ニ依リ卒業シタル者ヨリ任用ス

○大藏省訓令第十八號

北海道廳
收入官吏
金庫出納役

北海道ニ於テ戶長又ハ水產物營業人組合納稅委員ヨリ金庫ニ拂込ム國稅金取扱方左ノ通心得ヘシ

明治二十六年五月二十五日
大藏大臣渡邊國武

一戶長又ハ水產物營業人組合納稅委員ニ於テ領收シタル稅金ハ明治十五年第五十九號布告郵便條例ニ據リ郵便爲替ヲ以テ之ヲ金庫ニ拂込ムコトヲ得
一前項ニ依リ拂込ヲ爲サントスルトキハ徵稅令書指定ノ金庫ニ宛テタル爲替證書ニ納付書ヲ添ヘ書留郵便ヲ以テ之ヲ其金庫ニ送付シ而シテ金庫ヨリ別符付領收證ヲ得之ヲ收入官吏ニ送付シ別符ノ切離及領收證ノ捺印ヲ請フヘシ
一金庫ハ前項爲替證書納付書ノ送付ヲ受ケタルトキハ爲替證書ニ記載シタル拂渡ヲ郵便局ニ於テ現金ヲ領收シ該納付書ニ捺印セル別符付領收證ヘ式ノ如ク記入捺印ノ上之ヲ拂込人ニ送付シ納付書ハ金庫ニ留置タルヘシ
一收入官吏ハ戶長又ハ水產物營業人組合納稅委員ヨリ別符付領收證ノ送付ヲ受ケタルトキハ領收證ヘ檢印ヲ別符ヲ切離シテ其領收證ハ之ヲ返付スヘシ

○大藏省訓令第十九號

北海道廳
收入官吏
金庫出納役

北海道廳取扱ニ係ル諸收入ニシテ收入官吏ヨリ金庫ニ拂込ム收入金ハ明治二十六年五月當省訓令第十八號ニ準シ取扱フコトヲ得
但本文訓令第一項及第四項中戶長又ハ水產物營業人組合納稅委員トアルハ收入官吏ニ第二項及第三項中納付書トアルハ現金拂込書ニ第二項及第四項中收入官吏トアルハ監督官吏ニ進用ス

○勅令

厭造船造兵監督官條例改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽
明治二十六年五月二十四日
海軍大臣伯爵西鄕從道

勅令第五十四號
造船造兵監督官條例
第一條　海軍造船造兵工廠ヲ置ク海軍鎭守府造兵廠外ノ工廠ニ委託スルトキハ造船監督官造兵監督官ヲ置キ其事業ヲ監督セシメ會計官ヲ置キ其會計事務ヲ整理セシメ監督助手ヲ置キ監督事務ヲ補助セシム
第二條　造船造兵監督官ハ海軍上長官若クハ士官ヲ以テ之ニ補シ會計官ハ海軍大主計若クハ少主計ヲ以テ之ニ補シ監督助手ハ准士官下士若クハ技手ヲ以テ之ニ充フ
第三條　造船造兵監督官會計官監督助手ハ定員ヲ定メス豫算定額內ニ於テ造船造兵事業ノ程度ニ應シ須要ノ人員ヲ置ク
第四條　造船造兵監督官會計官ハ海軍省軍務局長ノ指揮監督ヲ受ケ監督助手ハ監督官ノ命ヲ受ケ各其事務ニ服ス

○司法省ハ本年辨護士ノ試驗ヲ執行ス
明治二十六年五月

○遞信省ハ來ル七月郵便局ト改稱ス
明治二十六年五月

○東京市ハ日午後五時ヨリ市會ヲ開キ議員ノ席者は僅ニ名に減じ定數ニ滿ラず同會議員氏舍頭席附すべかり郎氏提出意見を說一箇人なるべく は一箇人の爲さゝ多く又金れば此際る其上銀を來すも みと極めるより世の事實わ又其利子要なるべ利殖に多說出で資之助（第一安きを訴にし得べ下にも下となれば々との說唱へしめしたり諸一氏等け恰も半狀の件は可決く

明治二十六年五月廿六日　時事新報